

さいたま市立尾間木中学校PTA

会 則



さいたま市立尾間木中学校

さいたま市立尾間木中学校PTA 会則

第1章 名称及び事務所

第 1 条 本会はさいたま市立尾間木中学校PTAと称し事務所を同校内におく。

第2章 目的及び活動

第 2 条 本会は保護者と教師とが協力して、生徒の心身の健全な発達を図ると共に、会員相互の親睦と教養を高めることを目標とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) 学校教育の諸活動への協力。
- (2) 生徒の教育環境、生活環境の整備。
- (3) 学校、家庭、社会の教育に必要な研究調査。
- (4) 公教育充実への積極的促進。
- (5) その他、本会目的達成に必要な活動。

第3章 方 針

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主の団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 自主独立なものであって、個人または他の団体及び機関の干渉を受けない。
- (2) 目的を同じくする他の団体及び機関と協力する。
- (3) 特定の政党、宗教、営利企業を支援したり、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第4章 会 員

第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) この会の主旨に賛同する本校生徒の保護者ならびに本校に勤務する教職員。
- (2) 本会を退会する際は、その意向をPTA本部へ申し出る。

第5章 役員、会計監査及びチーム・系の任務

- 第 6 条 本会の役員、会計監査は次のとおりとする。
会長 副会長(うち1名は教頭)
会計 書記 会計監査
- 第 7 条 役員、会計監査の任期は1年とする。ただし、再選されても差し支えない。
- 第 8 条 会長は、本会を代表し会務をつかさどる。
- 第 9 条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務の代理をつとめる。
- 第 10 条 会計は、会長の指示により本会の会計事務を処理する。
- 第 11 条 書記は、会長の指示により本会の庶務を行い、会議の記録、書類の整理保管などにあたる。
- 第 12 条 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 第 13 条 この会に役員選考チームをおく。
- 第 14 条 チームメンバーは役員選考チームに属し、本会の必要な業務に当たる。
- 第 15 条 この会にイベント活動をする係をおく。
- 第 16 条 イベント活動係員はあらかじめ定められた活動に属し、本会の必要な業務に当たる。ただし、活動を中止する場合がある。
- 第 17 条 役員選考チームメンバーの活動期間はあらかじめ定めた期間とする。
- 第 18 条 イベント活動係員の活動期間は各イベント活動ごとに定めた期間とする。

第6章 役員、会計監査及び役員選考チームメンバー、イベント活動係員の選出

- 第 19 条 会長、副会長、会計、書記及び会計監査は役員選考チームが選考し、総会で承認される。
- 第 20 条 役員選考チームメンバー・イベント活動係員は保護者より若干名を選出する。
- 第 21 条 教職員は係に属する。

第7章 顧問

- 第 22 条 本会に顧問を置くことができる。
- 第 23 条 顧問は本会に特に功労のあった者を本部会で審議し、一年毎に総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 第 24 条 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第8章 会 議

- 第 25 条 本会の会議は次のとおりとする。
1. 総 会
 2. 本部会
 3. チーム・係連絡会
 4. 特別委員会
- 第 26 条 会議は会長が招集する。
- 第 27 条 校長は、すべての会議に出席して、意見を述べることができる。
- 第 28 条 総会は、本会議最高議決機関で、定期総会は毎年年度初めに開く、もしくは書面審議にて行い、臨時総会は必要に応じて開く。
- 第 29 条 臨時総会は本部会が必要と認めた場合または、会員の三分の一以上の要求があった場合に開くことができる。
- 第 30 条 総会の定足数は、会員の三分の一(委任状を含む)とする。議決は出席者の二分の一以上をもって決する。
- 第 31 条 総会は次の事項を決議する。
1. 予算決算に関する事項。
 2. 役員に関する事項。
 3. 会則の改廃に関する事項。
 4. その他、重要な事項。
- 第 32 条 本部会は、役員及び教職員によって構成し、必要に応じて開く。
- 第 33 条 本部会は次の事項を審議する。
1. チーム・係連絡会の調整
 2. 総会に提出する議案の調整
 3. その他、本会の運営に関する事項。
- 第 34 条 チーム・係連絡会は、チームリーダー・係リーダーの必要に応じて開催される。
- 第 35 条 特別委員会は特別な事項について臨時に設けることができ、その任期を終えたとともに解散する。

第9章 会 計

- 第 36 条 本会の経費は会費及びその他の収入による。
- 第 37 条 会費は一世帯あたり年額2,000円とし、総会で決定する。
- 第 38 条 会費は年度初めに一括して納入する。
やむを得ず7月末日までに退会する場合、会員からの申請があれば1,000円の返金に応じることとする。申請先は本会のメールアドレスとする。
- 第 39 条 本会の経理はすべて総会で認められた予算に基づいて行う。
- 第 40 条 本会の経理は会計監査を経て総会に報告されなければならない。
- 第 41 条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第10章 付 則

- 第 42 条 本会則は總會の決議がなければ改廃することができない。
- 第 43 条 本会の運営に関して必要な細則及び規定は、この会則に反しない限りにおいて本部会で定めることができる。
本部会で、細則または規定を制定もしくは改廃した場合は、その結果を次期總會に報告しなければならない。
- 第 44 条 本会則は平成2年9月8日より実施する。
- 第 45 条
1. 会則、第19条、第20条、第21条については、平成4年5月16日より実施する。
 2. 会則、第13条、第22条、第32条、第33条、第34条については、平成15年5月23日より実施する。
 3. 会則、第22条、第32条、第33条、第34条、第35条については、平成19年5月16日より実施する。
 4. 会則、第2条、第5条、第16条、第17条、第22条、第39条については、平成23年3月3日より実施する。
 5. 会則、第16条については、平成26年3月7日より実施する。
 6. 会則、第25条については、令和3年5月20日より実施する。
 7. 会則、第5条、第39条については、令和4年5月12日より実施する。
 8. 会則、第6条については、令和5年5月11日より実施する。
 9. 会則、第5条については、令和6年5月13日より実施する。
 10. 会則の全面改訂については、令和7年4月9日より実施する。
 11. 会則、第6条、第36条、第38条、第43条については、令和7年5月14日より実施する。
 12. 会則、第37条、第38条については、令和8年4月1日より実施する。

さいたま市立尾間木中学校PTA 細則

第1章 会長、副会長、会計、書記、会計監査の選考及び役員選考チームメンバー・イベント活動係員の選出

- 第 1 条 会長、副会長、会計、書記及び会計監査の選考は次のとおり行われる。
- 役員選考チームは次年度の役員選考にあたる。
 - (1) 役職の指定を受けることなく立候補を受け付ける。
 - (2) 立候補者を含め、会員の中から定数の役員候補者を選考し、本人の承諾を得て、総会において報告承認を受けるものとする。
原則として役員選考チームの互選はさける。
- 第 2 条 会長に欠員が生じたときは、副会長が互選により会長に就任する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第 3 条 会長以外の欠員及び追加が生じる場合は、本部会にて議論を行い、補充の有無を決める。
- 第 4 条 副会長のうち1名は教頭とする。
- 第 5 条 役員選考チーム・イベント活動係及びリーダー選出は次のとおり行われる。
- 立候補
 - 推薦
- ただし、活動系のリーダーは本部役員の兼任を認める。
- 第 6 条 イベント活動係員の選出時期は、各イベント活動ごとに定める。
- 第 7 条 役員選考チームに欠員が生じた場合は、本部会にて議論を行い補充の有無を決める。
- 第 8 条 イベント活動係員に欠員が生じた場合は、その年のイベント活動の有無を含めて本部会で議論を行い、補充の有無を決める。

第2章 各イベント活動

- 第 9 条 各イベント活動については次のとおりとする。
- 新聞または会報の発行、その他本会広報に関する活動を行う。
 - 正門式典看板周りへのお花設置の活動を行う。
 - 入学式・卒業式のフォトスポット幕設置の活動を行う。
 - 卒業式当日に先生方へ花束贈呈の活動を行う。
 - 体育祭における受付などを協力する。
 - リサイクル会の活動を行う。
 - 学校の給食活動に協力する。
 - その他、本会の目的達成に必要な活動。
- ただし、活動の休止も有り得る。

- 第 10 条 本会共通として次のとおりとする。
1. 学年運営が円滑になるように協力する。
 2. 1項の目的達成のために全会員に対して協力を要請できる。
ただし、会長の承認を必要とする。
 3. さいたま市PTA協議会、同緑区連合会の活動に協力する。

第3章 付 則

- 第 11 条
1. この細則は、平成8年4月1日、全面改正により同日より実施する。
 2. この細則は、平成13年5月1日、一部改正により同日より実施する。
 3. この細則は、平成15年4月1日、一部改正により同日より実施する。
 4. この細則は、平成19年4月1日、一部改正により同日より実施する。
 5. この細則は、平成23年3月3日、一部改正により同日より実施する。
 6. この細則は、平成26年3月7日、一部改正により同日より実施する。
 7. この細則は、令和3年4月15日、一部改定により同日より実施する。
 8. この細則は、令和6年5月13日、一部改定により同日より実施する。
 9. この細則は、令和7年4月9日、全面改定により同日より実施する。
 10. この細則は、令和7年5月14日、全面改定により同日より実施する。

さいたま市立尾間木中学校PTA 慶弔規定

本規定は会員の慶弔並びに教職員の転退の場合等に慶弔並びに感謝の意を表することを目的に下記のように定める。

1. 教職員が転任・退職した場合は、5,000円を贈る。
2. 教職員が結婚した場合は、5,000円を贈る。
3. 教職員に子女出生の場合は、3,000円を贈る。
4. 教職員が傷病により3週間以上休んだ場合は、3,000円を見舞う。
5. 教職員が死亡した場合は、10,000円を供える。
6. 教職員の配偶者あるいは実父母、子が死亡した場合は、5,000円を供える。
7. 会員が死亡した場合は、10,000円を供える。
8. 生徒が死亡した場合は、10,000円を供える。
9. 会員が火災等不慮の災害にあった場合はその状況により見舞金を贈る。
10. 会長、副会長(保護者)の退任に際しては、在任期間1年について、2,000円を贈る。
11. 役員・チームメンバー(保護者)の退任に際しては、在任期間1年について1,000円を贈る。
12. 次の2項の場合は、会長が必要と認めた時、慶弔の意を表すことができる。
 - (1) 本会に特に貢献した者に対して慶弔の必要が生じた場合。
 - (2) その他必要ある場合。
13. 本規定による支出贈与に対しては、一切返礼を要しない。
14. 本規定は、総会の議決によりこれを改廃することができる。
15. 本規定は、平成2年4月1日にさかのぼり実施する。
16. 本規定のうち、第11項(改正部分)については、平成4年4月1日より実施する。
17. 本規定のうち、第6項、第7項、第8項については、平成7年4月1日より実施する。
18. 本規定のうち、第11項については、平成15年4月1日より実施する。
19. 本規定のうち、第10項、第11項については、平成23年3月3日より実施する。
20. 本規定のうち、第1項、第5項、第6項、第7項、第8項、第12項については、平成25年4月18日より実施する。
21. 本規定のうち、第10項、第11項については、令和6年5月13日より実施する。
22. 本規定のうち、第11項、第14項については、令和7年4月9日より実施する。
23. 本規定のうち、第10項、第11項については、令和7年5月14日より実施する。

さいたま市立尾間木中学校PTA 旅費規程

本規定は会員が本会の活動のため、学校外へ出張した場合に旅費等を支給することを目的に下記のように定める。

会員が、本会の活動のため学校外へ出張した場合は、それに要した交通実費を支給する。ただし、この場合の交通実費は経済的かつ合理的な経路及び方法(鉄道、バス、自動車)とし計算される。なお、車の場合は用務に必要最低限の時間相当の駐車料金のみとし、それ以外の費用及び事故等について本会は一切の責任を負わないものとする。

本規定は、総会の議決によりこれを改廃することができる。

本規定は、平成29年9月8日より実施する。

本規定は、令和7年4月9日、一部改訂により同日より実施する。

本規定は、令和7年5月14日、一部改訂により同日より実施する。

さいたま市立尾間木中学校PTA 個人情報取扱規定

(目的)

第 1 条 さいたま市立尾間木中学校PTA(以下、「PTA」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第 2 条 PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第 3 条 PTAにおける個人情報の管理者は、PTA副会長とし、PTA会長がこれを任命する。

(取扱者)

第 4 条 PTAにおける個人情報の取扱者はPTA本部役員及びPTA本部役員が認めたチームメンバー・イベント活動係員とする。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 6 条 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第 7 条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。
(1) PTA活動・学校行事等の名簿作成(緊急連絡網、名簿)
(2) 役員選考チーム 役員選出名簿
(3) PTA関係文書の配布

(利用目的による制限)

第 8 条 PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 9 条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第 10 条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。
紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。
管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
(3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要な場合
(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 12 条 個人情報を第三者に提供したときは、次の事項について記録を作成し、保存する。
1. 第三者の氏名

2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 提供する対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第 14 条 P T Aは、本人から個人情報及び第三者提供記録の開示、
または利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第 15 条 個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者である
P T A副会長及びP T A会長に報告するとともに、個人情報保護委員会への届け出、本人への通知を行う。

(研 修)

第 16 条 P T AはP T A本部役員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する
留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 P T Aは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付 則

- 1、本規定は、平成30年5月16日より施行する。
- 2、本規定は、令和5年5月11日、一部改訂により同日より実施する。
- 3、本規定は、令和7年4月9日、一部改訂により同日より実施する